８月は人権強調月間

８月は人権強調月間です。今回は、公益財団法人世界人権問題研究センター理事長兼所長の坂元茂樹さんから「平和について考える」をテーマに寄稿していただきました。この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。

さかもと・しげき　神戸大学名誉教授、法学博士（神戸大学）。一般財団法人国際法学会代表理事、国際人権法学会理事長等を歴任。現在は、公益財団法人世界人権問題研究センター理事長兼所長、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長。

平和について考える

公益財団法人世界人権問題研究センター
理事長兼所長　坂元 茂樹さん寄稿

国際人道法や国際人権法によって保護されるべき市民の命がいとも簡単に奪われている

◆「戦争の時代」の到来？

今年は、８月６日と９日の広島と長崎の原爆投下により第二次世界大戦が終結して80年の節目の年になります。2024年のノーベル平和賞は、核兵器廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が受賞しました。受賞の理由は、被団協が核兵器の廃絶は人類の課題であるとして世界に普遍化したメッセージを発信したことによります。同時に今年は、日本国憲法の施行から78年目にあたり、日本国憲法の「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」という三大原則は国民の間に定着しています。この日本国憲法は、第一次世界大戦および第二次世界大戦が生じ「戦争の世紀」と呼ばれた20世紀の中ごろに生まれました。

第二次世界大戦後に国連が設立されました。国連憲章の前文は「戦争の惨害から将来の世代を救い、……善良な隣人として互に平和に生活し、……国際の平和及び安全を維持するために……共同の利益の場合を除く外は武力を用いないこと」を誓って出発しましたが、今やその理念を失いつつあります。

2022年２月のロシアのウクライナ侵略によって始まったウクライナ戦争は終結の兆しは見えませんし、2023年10月のガザでのイスラエルとハマスの戦闘も未だ継続しています。また、2023年４月の民政移管に関する意見対立により、スーダンでは政府軍と民兵組織の間で内戦が続いています。今まさに世界は、「戦争の時代」に突入しているかに見えます。

◆戦争によって何が失われているのか

ウクライナやガザ、あるいはスーダンなどの武力紛争で死傷した子どもたちの数は、過去18年で約12万人、１日平均20人の子どもが死傷しているとのことです。『ガザ日記－ジェノサイドの記録』を書いたパレスチナの作家アーティフ・アブー・サイフが指摘するように、人間は数ではありません。先に挙げた死傷した子どもの数の背後には、それぞれの子どもたちの夢や希望があったわけで、その数が意味しているのは、子どもたちのそれぞれ果たされなかった夢や希望の数と言えます。本来、国際人道法や国際人権法によって保護されるべき市民の命がいとも簡単に奪われている現状は、法の支配に基づく国際秩序がいたるところで破られていることを我々に伝えています。

谷川俊太郎さんの詩の一節に「戦争するのは人間だけ」というのがありますが、この人間の中に「子ども」は入りません。なぜなら、戦争を始めるのは大人であり、子どもではないからです。戦争は大人の責任です。

◆世界人権宣言が教えること

全30カ条からなる世界人権宣言は、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利である人権の国際的な基準を示した大切な文書であると同時に、世界中のすべての人、すべての国が尊重すべき共通の人権とは何かを示しています。特徴的なのは、その前文の冒頭で「人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」と述べていることです。ここでは、人権が守れないところに平和はないという考えが採用されています。

その意味で、人権を語ることは平和を語ることともいえます。ウクライナ戦争が始まったとき、ロシア国民の多くが戦争に反対し、60以上の都市で抗議デモを行いましたが、プーチン大統領はこれを弾圧し、デモに参加した5900人を超えるロシア国民を拘束しました。戦争を始めたロシアのプーチン政権下では、世界人権宣言第19条がいう表現の自由も第20条の集会結社の自由も保障されていません。

人権を尊重する姿勢を堅持した社会は戦争を政策の手段として選択することはない

◆平和の尊さを学ぶ

現在、我々が目撃しているように、戦争で人間の命がいとも簡単に奪われていく事態こそ、人権の重大な危機と言わなければなりません。このような時にこそ、我々は、世界人権宣言にいう「全ての者は、生命、自由および身体の安全に対する権利を有する」（第３条）との規定を思い起こす必要があります。我々一人ひとりが、人間を中心に置き、人間一人ひとりを大切にする世界人権宣言に体現されている国際法の意義を改めて確認し、平和の実現を目指して努力する必要があります。

第二次世界大戦で唯一の地上戦を経験した沖縄には「命（ぬち）どぅ宝」という言葉があります。「命こそ宝だよ」というこの言葉を「生命権」と言い換えると、世界人権宣言第３条の生命に対する権利の考え方につながります。

改めて我々は、世界人権宣言第１条が掲げる「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」という原点に立ち戻る必要があります。不断にこうした人権を尊重する姿勢を堅持した社会は、戦争を政策の手段として選択することはないと信じます。

平和を願い黙とうを

昭和20年８月６日午前８時15分には広島に、９日午前11時２分には長崎に原子爆弾が投下されました。終戦から今年で80年。多くの犠牲者のご冥福と世界恒久平和を祈念するため、次の日時に１分間の黙とうをお願いします。

■広島被爆の時
８月６日（水）午前８時15分
■長崎被爆の時
８月９日（土）午前11時２分
■終戦の日
８月15日（金）正午

終戦の日に黙とうを捧げる市職員（昨年８月15日撮影）

問人権政策課（☎981-3127）